第　５　章

荒川区障がい福祉計画及び
荒川区障がい児福祉計画における
成果目標・活動指標

第５章　成果目標・活動指標

第１節　成果目標

○ 国は、都道府県及び区市町村が障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるに当たっての基本指針を定めています（第3章の第1節「国の示す基本指針」参照）。

○ 国が定めた基本指針に基づき、第8期荒川区障がい福祉計画及び第4期荒川区障がい児福祉計画（令和9（2027）年度～令和11（2029）年度）において、以下の8つの成果目標を定め、その目標の達成に向け、取り組んでいきます。

成果目標	内容
成果目標1	施設入所者の地域生活への移行
成果目標2	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
成果目標3	地域生活支援の充実
成果目標4	福祉施設から一般就労への移行等
成果目標5	障がい児支援の提供体制の整備等
成果目標6	相談支援体制の充実・強化等
成果目標7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
成果目標8	障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上【新規】

（１）施設入所者の地域生活への移行

<table>
<tr><th colspan="7">第7期障がい福祉計画/第3期障がい児福祉計画
（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">成果目標</td><td>国</td><td colspan="5">令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和8（2026）年度末時点の施設入所者数を令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から5%以上減少させることが基本とされています。</td></tr>
<tr><td>区</td><td colspan="5">令和8（2026）年度末時点で、令和4（2022）年度末の施設入所者数116人のうち7人（6.0%）を地域生活へ移行するとともに、令和8（2026）年度末時点の施設入所者数を令和4（2022）年度末時点の施設入所者数から6人（5．2%）減少させることを目標とします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施状況
［各年度末時点］</td><td>令和4年度
（2022）
（実績）</td><td>令和5年度
（2023）
（実績）</td><td>令和6年度
（2024）
（実績）</td><td>令和7年度
（2025）
（実績）</td><td>令和8年度
（2026）
（見込）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">地域生活移行者数</td><td>2人</td><td>1人</td><td>1人</td><td>1人</td><td>2人</td></tr>
<tr><td colspan="5">目標値：計7人→実績値：計5人</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施設入所者数</td><td>116人</td><td>118人</td><td>114人</td><td>102人</td><td>101人</td></tr>
<tr><td colspan="5">目標値：計6人減→実績値：計15人減</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和6（2024）年度～
令和8（2026）年度の取組状況</td><td colspan="5">〇荒川区障害者基幹相談支援センターや事業者等と連携し、支援体制の構築や連携強化について取り組みました。
〇障害区分認定調査時に訪問する施設入所者に対し、地域で暮らしていきたいかどうかの意向確認を行ってきました。
〇自立支援協議会の地域移行部会にて、障がい者本人が希望する地域のグループホームへの移行支援の調整を行ってきました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和6（2024）年度～
令和8（2026）年度の評価・今後の方向性</td><td colspan="5">〇障がいの種別や特性に加え、障がい者本人の重度化や家族の高齢化によって変化するさまざまな支援希望内容について、注視する必要があります。
〇地域移行の促進について、グループホーム等や日中に活動する場の確保をしていくとともに、施設に入所せざるを得ない状況もあるため、障がい者本人や家族のニーズを適切に把握し、意向に沿った支援を今後も行っていきます。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="7">第8期障がい福祉計画/第4期障がい児福祉計画
（令和9（2027）年度～令和11（2029）年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">成果目標</td><td>国</td><td colspan="5">令和11（2029）年度末時点で、令和7（2025）年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、令和11（2029）年度末時点の施設入所者数を令和7（2025）年度末時点の施設入所者数から5%以上減少させることが基本とされています。</td></tr>
<tr><td>区</td><td colspan="5">令和11（2029）年度末時点で、令和7（2025）年度末の施設入所者数102人のうち7人（6%）を地域生活へ移行するとともに、令和11（2029）年度末時点の施設入所者数を令和7（2025）年度末時点の施設入所者数から5人（5%）減少させることを目標とします。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標値
［各年度末時点］</td><td>令和7年度
（2025）
（実績）</td><td>令和8年度
（2026）
（見込）</td><td>令和9年度
（2027）
（見込）</td><td>令和10年度
（2028）
（見込）</td><td>令和11年度
（2029）
（見込）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">地域生活移行者数</td><td>1人</td><td>2人</td><td>1人</td><td>2人</td><td>2人</td></tr>
<tr><td colspan="5">目標値：計7人</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">施設入所者数</td><td>102人</td><td>101人</td><td>99人</td><td>98人</td><td>97人</td></tr>
<tr><td colspan="5">目標値：計5人減</td></tr>
<tr><td colspan="2">今後の取組及び方策</td><td colspan="5">〇障がい者それぞれにあった地域移行のあり方についてニーズを把握し、住み慣れた地域で安心して生活が継続できるよう、本人の重度化、家族の高齢化等のニーズにも対応したグループホームの整備や支援の確保に努めます。
〇区や計画相談事業所で利用者からの相談やグループホーム事業所の空き状況などの情報連携を支援する体制の構築を進めます。</td></tr>
</table>



（２）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<table>
<tr><th colspan="3">第7期障がい福祉計画/第3期障がい児福祉計画
（令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">成果目標</td><td>国</td><td>精神障がい者及び精神保健に課題を抱える者並びにその家族に対して、子育て、介護、生活困窮等の包括的な支援が確保されるよう、区市町村において相談に応じ、必要な支援を実施できる体制を整えることが重要であるとされています。</td></tr>
<tr><td>区</td><td>精神障がいにも対応した包括ケアシステムの理念のもと、保健・医療・福祉関係者による地域課題の共有やその解決に向けた協議を行うとともに、協議の場における目標設定及び評価を行い、地域のニーズに対応した支援体制の構築を目指します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和6（2024）年度～
令和8（2026）年度の取組状況</td><td>〇精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築するための協議の場としての以下3会議を実施しています。
① 精神保健福祉連絡協議会
② 精神保健福祉ネットワーク会議
③ 自立支援協議会地域移行部会の精神ワーキンググループ
※②は精神保健福祉連絡協議会の部会としても位置づけています。
〇荒川区立精神障害者地域生活支援センター（支援センターアゼリア）を中心に、ふれあい館や区立学校と連携し、地域住民への障害理解の促進を行ってきました。
〇精神ワーキンググループでは、長期入院者に対するニーズ調査を実施した結果をまとめ、協力医療機関へ結果を共有するとともに、長期入院当事者向け地域移行支援のオリジナルリーフレットの配布を行いました。</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和6（2024）年度～
令和8（2026）年度の評価・
今後の方向性</td><td>〇長期入院患者を含め、入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、医療関係者への地域移行支援の啓発や実際の支援を通した連携の実績を重ねることで、地域の相談窓口の周知促進を図ることができました。引き続き、地域移行の新規利用に向けた取組を行って行きます。
〇区内には、精神障がい者を対象とする短期入所施設や地域移行を視野に入れた入所施設が少ないため、引き続き、施設の誘致や既存の入所施設の利用等体制づくりが必要となります。
〇福祉サービスの充実や利用者の増加とともに、当事者に伴走し適切なサービスを提供するための特定相談支援事業所の確保や地域を含めた人材育成が必要になっています。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th colspan="7">第8期障がい福祉計画/第4期障がい児福祉計画
（令和9（2027）年度～令和11（2029）年度）</th></tr>
<tr><td rowspan="5">成果目標</td><td>①</td><td colspan="5">精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</td></tr>
<tr><td>国</td><td colspan="5">区市町村と保健・医療・福祉関係者や地域住民が連携して精神保健医療福祉体制の基盤整備及び差別や偏見のない社会の実現に向けた取組を推進することにより、精神障がい者等が地域の一員として安心して自分らしく生活することできるような取組を積極的に推進することが求められています。</td></tr>
<tr><td>区</td><td colspan="5">精神保健福祉法の改正に伴い、精神障がい者にも対応した包括ケアシステムの対象が拡大したため、福祉部門として、保健・医療関係者と協力し、地域資源・地域課題の整理を行います。協議の場において国の定める基準に沿って荒川区の目標設定及び評価を行い、精神障がい者にも対応した包括ケアシステムの構築を促進します。</td></tr>
<tr><td>②</td><td colspan="5">精神障がい者やその家族への傾聴を中心とした心のサポート体制【新規】</td></tr>
<tr><td>国</td><td colspan="5">区市町村においては、地域の実情や人口規模、養成体制等を踏まえ、計画期間中に養成する心のサポーター数の目標を設定し、関係機関、医療機関、福祉関係団体、教育機関、企業等と連携しながら、養成機会の確保及び普及啓発に取り組むものとする。</td></tr>
<tr><td>区</td><td colspan="5">心のサポーター養成研修を実施し、差別や偏見を持つことなく、正しい知識と理解に基づき、家族などの身近な人に対して、傾聴を中心とした支援を行う心のサポーターの人数を増加し、精神障がい者やその家族の心のサポートをする体制の構築を図ります。</td></tr>
<tr><td colspan="2">目標値
[各年度末時点]</td><td>令和7年度
（2025）
（実績）</td><td>令和8年度
（2026）
（見込）</td><td>令和9年度
（2027）
（見込）</td><td>令和10年度
（2028）
（見込）</td><td>令和11年度
（2029）
（見込）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">心のサポーター数</td><td>0人</td><td>50人</td><td>100人</td><td>100人</td><td>100人</td></tr>
<tr><td colspan="5">目標値：計350人</td></tr>
<tr><td colspan="2">今後の取組及び方策</td><td colspan="5">〇引き続き、精神障がいにも対応した包括ケアシステムの構築をより具体的にするために、協議の場を通じて、地域のニーズや課題を把握するとともに、情報共有や解決に向けた検討、目標設定や評価を行い、精神障がいの方が安心して暮らせる地域となるよう、支援体制づくりを行っていきます。
〇精神障がい者の障害福祉サービスの利用を支援していくため、荒川区障害者基幹相談支援センターと連携を図り、特定相談支援事業所の人材育成に取り組んでいきます。
〇地域移行支援等の新たなサービスの充実と精神障がい者の支援拠点機能の強化を目的として、荒川区精神障害者地域生活支援センター（支援センターアゼリア）の現地建替えに着手します。
〇こころの健康について、地域や職域等の様々な場面における課題解決につながる区内の環境整備を行うことを目的に、心のサポーターの養成に取り組みます。令和6（2024）年度から10年間で100万人の国の目標に対して、荒川区では年100人の増加を目指します。</td></tr>
</table>

（３）地域生活支援の充実

第7期障がい福祉計画/第3期障がい児福祉計画 （令和6（2024）年度～令和8（2026）年度）		
成果目標	①	地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実
	国	令和8（2026）年度末までの間、各区市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討することが基本とされています。
	区	引き続き、地域生活支援拠点の施設間及び職員間の連携を強化し、相談や緊急時の対応機能の充実及び地域一体となった支援体制を構築していきます。
	②	強度行動障がいを有するものへの支援体制の充実【新規】
	国	令和8（2026）年度末までに、各区市町村又は圏域において、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることが基本とされています。
	区	強度行動障がいを有する障がい者が、地域で生活していけるように支援ニーズの把握を図るとともに、関係機関との連携など、支援体制の構築をしていきます。
令和6（2024）年度～ 令和8（2026）年度の取組状況		○新たに配置された地域生活支援拠点等コーディネーターが中心となり、地域生活支援拠点で設定した「連携体制システム」の手順に沿って、リスク内包ケースの対象者をリストアップし、各対象者の現状の共有と緊急時に備えた支援体制の検討を進めました。 ○地域生活における利用者ニーズの把握、自立支援協議会への報告や利用者・関係者からの評価のプロセスを経て、不足する施策の検討を行うとともに、潜在的要支援者事例の共有を図り、関係機関や適切なサービス等につなぐ取組を継続しました。
令和6（2024）年度～ 令和8（2026）年度の評価・今後の方向性		○令和6（2024）年度は地域生活支援拠点等コーディネーターが配置されたことにより「連携体制システム」の本格運用の目途が立ち、今後の活動に向けた基盤作りを達成しました。また、本人及び家族の状況や、社会参加、希望する支援やニーズの把握に努めました。 ○地域生活拠点で把握された地域課題は、自立支援協議会の各部会と一体となって、その解消に取り組む必要があります。

第8期障がい福祉計画/第4期障がい児福祉計画 （令和9（2027）年度～令和11（2029）年度）		
成果目標	①	地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実
	国	各区市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、拠点コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況の検証・検討を行うことが基本とされています。
	区	地域生活支援拠点等コーディネーター及び拠点同士が密に連携して、相談や緊急時の対応機能の充実及び地域一体となった支援体制を構築するとともに、毎年検証等を行っていきます。
	②	強度行動障がいを有するものへの支援体制の充実
	国	各区市町村において、強度行動障がいの状態にある者について、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備することが基本とされています。
	区	引き続き、強度行動障がいの方やその家族の支援ニーズの把握を図るとともに、支援体制を整備するため、グループホーム事業者等の情報収集を進めていきます。
今後の取組及び方策		○地域生活支援拠点等の機能充実に向け、運用状況の評価を実施するとともに、自立支援協議会の相談支援部会等を通じて、課題の共有を図ります。 ○すべての障がい者が必要な時に適切な支援を確実に受けられるよう、各事業所や関係機関の協力の下、専門的人材の養成や、障がいの重度化に対応したグループホームや短期入所施設等の整備に努めます。 ○引き続き、強度行動障がいを有する障がい者について、本人やその家族の支援ニーズの把握を行い、そのニーズに基づいた支援体制の構築を検討していきます。 ○事業者に対して強度行動障害支援者養成研修の参加を促し、強度行動障がいの理解促進を図っていきます。 ○西尾久3丁目用地に誘致している新たなグループホームでは、強度行動障がいのある方の受入が出来るよう整備を進めていきます。

（４）　福祉施設から一般就労への移行等

第7期障がい福祉計画/第3期障がい児福祉計画 （令和6（２０２４）年度～令和8（２０２６）年度）		
成果目標	国	・令和8(2026)年度中に就労移行支援事業等※1を通じた一般就労への移行者数を令和3(2021)年度実績の1.28倍以上にすることが基本とされています。 ・就労移行支援については、令和8(2026)年度までに、一般就労への移行実績を令和3(2021)年度実績の1.31倍以上の移行実績を達成することが基本とされています。 ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることが基本とされています。 ・就労継続支援A型及びB型については、それぞれ、令和8(2026)年度までに、一般就労への移行実績を令和3(2021)年度実績の概ね1.29倍以上、1.28倍以上とすることが基本とされています。 ・就労定着支援事業の利用者数については、令和3(2021)年度実績の1.41倍以上とすることが基本とされています。 ・就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることが基本とされています。
	区	・令和8(2026)年度中に就労移行支援事業等※を通じた一般就労への移行者数を令和3(2021)年度実績の1.32倍にすることを目標とします。 ・就労移行支援については、令和8(2026)年度までに、一般就労への移行実績を令和3(2021)年度実績の1.31倍にすることを目標とします。 ・就労移行支援事業所の一般就労率については、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の50%以上とすることを目標とします。 ・就労継続支援A型及びB型については、それぞれ、令和8(2026)年度までに、一般就労への移行実績を令和3(2021)年度実績の2.0倍、1.3倍にすることを目標とします。 ・就労定着支援事業の利用者数については、令和3(2021)年度実績の1.41倍以上とすることを目標とします。 ・就労定着支援事業の就労定着率※1については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%とすることを目標とします。

実施状況 [各年度末時点]	令和3(2021)年度 （実績）	→	令和8(2026)年度 （見込）
就労移行支援事業等※1による一般就労移行者数(Ⅰ)	53人	目標値:1.31倍→実績値:1.31倍	70人
上記Ⅰのうち、就労移行支援事業による一般就労移行者数(Ⅱ)	42人	目標値:1.31倍→実績値:1.31倍	55人
上記Ⅰのうち、就労継続支援A型による一般就労移行者数(Ⅲ)	1人	目標値:1.50倍→実績値:3.0倍	3人
上記Ⅰのうち、就労継続支援B型による一般就労移行者数(Ⅳ)	10人	目標値:1.25倍→実績値:1.25倍	13人
上記Ⅱ～Ⅳの就労定着支援事業利用率	40%	目標値:50%→実績値:36%	36%
就労定着支援事業の利用者数	34人	目標値:1.44倍→実績値:1.24倍	42人
就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合※2	17%	目標値:25%→実績値:0%	0%

令和６（２０２４）年度～令和８（２０２６）年度の取組状況	○ 一般就労へ移行した人数は目標値（１．３２倍）達成に近い人数になる予定です。令和３（２０２１）年から令和８（２０２６）年の６年間を前半３年と後半３年で比較すると就労移行支援事業所の利用者数はほぼ横ばいとなっています。 ○ 就労移行率３割以上の就労移行支援事業所の割合は、目標値（５０%）を上回る見込みとなっています。
令和６（２０２４）年度～令和８（２０２６）年度の評価・今後の方向性	○区の就労移行支援サービスのサービス量はほぼ横ばいであるため、荒川区障害者就労支援センター（じょぶ・あらかわ）以外の就労移行支援事業者と今後も連携をとり区全体の就労移行人数を増加するよう連携を強化する必要があります。 ○障がい者本人との面接や障がい者の家族、就労予定先である企業・事業所への訪問等を通じて、一般就労に向けての本人の希望や課題を把握して就労移行に向けた　支援を地域生活支援拠点等コーディネーターと連携して進めていきます。

第８期障がい福祉計画/第４期障がい児福祉計画 （令和９（２０２７）年度～令和１１（２０２９）年度）		
成果目標	国	区市町村は下記の目標を達成することを基本とされています。 ・一般就労への移行者数を令和６（２０２４）年度実績の１．３１倍以上とすること。 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上となる支援事業所の割合を５割以上とすること。 ・就労定着支援事業の利用者数:令和６（２０２４）年度末実績の１．４７倍以上とすること。 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が７割以上となる事業所の割合を２割５分以上とすること。 ・就労選択支援事業所を一事業所以上設置すること。
	区	下記内容を区の目標とします。 ・令和１１（２０２９）年度中に就労移行支援事業等※１を通じた一般就労への移行者数を令和６（２０２４）年度実績の１．３１倍にすること。 ・就労移行支援事業所の一般就労率については、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が５割以上の事業所を全体の５０％以上とすること。 ・就労定着支援事業の利用者数については、令和６（２０２４）年度末実績の１．４７倍以上とすること。 ・就労定着支援事業の就労定着率※２については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が７割以上の事業所を全体の２５％とすること。 ・就労選択支援事業所を一事業所以上設置すること。

目標値 [各年度末時点]	令和６（2024）年度 （実績）	→	令和 11（2029）年度 （見込）
就労移行支援事業等※1による一般就労移行者数（Ⅰ）	５３人	目標値：１．３１倍	７０人
一般就労移行者が５割以上の就労移行支援事業所の割合	４０％	目標値：全体の５０％	５０％
就労定着支援事業の利用者数	３４人	目標値：１．４４倍	４９人
就労定着率７割以上の就労定着支援事業所の割合※2	14%	目標値：全体の２５％	２５％
就労選択支援事業所数【新規】	未設置	目標値：１か所	設置
今後の取組及び方策	○就労移行支援事業所の移転などもあり、安定的に就労移行につなげられるよう事業所や就労者への支援を検討します。 ○障がい者の法定雇用率の段階的な引き上げなどにより、雇用の機会が拡大されてきているが、じょぶ・あらかわや就労移行支援、就労定着支援事業所などの関係機関との連携を強化し、一般就労への移行、継続して就労できるよう就労支援体制の強化を図っていきます。 ○就労選択支援事業所の設置に向けた取り組みを図るとともに、就労支援段階で、本人の希望や能力、適性に合った選択をアセスメントし、就職先予定の企業や事業者への連携を強化することで、就労定着支援の利用促進をし、就労定着率の増加を図ります。		

※1「就労移行支援事業等」は、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ型を行う事業（給付対象事業）を指します。じょぶ・あらかわ（区市町村障害就労支援事業）、障害者支援施設、小規模作業所、法定外は含んでいません。

※2　就労定着率の定義は、「過去６年間の就労定着支援利用終了者のうち、雇用期間が４２か月以上７８か月未満」となっています。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等

第７期障がい福祉計画/第３期障がい児福祉計画 （令和６（２０２４）年度～令和８（２０２６）年度）		
成果目標	①	児童発達支援センターの整備
	国	令和８（２０２６）年度末までに、児童発達支援センターを各区市町村に少なくとも１か所以上設置することが基本とされています。
	区	荒川たんぽぽセンターにおいて、専門的機能の強化や療育定員の拡大などの機能強化を行い、児童発達支援センター化を目指します。
	②	障がい児の地域社会への参加･包容(インクルージョン)の推進
	国	令和８年度末までに、すべての区市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することが基本とされています。
	区	荒川たんぽぽセンターでの保育所等訪問支援事業に取り組むとともに、児童発達支援センターが中心となり、保育所や障害児通所支援事業所等へ専門的支援や助言を行い、連携体制の構築を目指します。
	③	主に重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所･放課後等デイサービス事業所の確保
	国	令和８（２０２６）年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各区市町村に少なくとも１カ所以上確保することが基本とされています。
	区	区内利用者のニーズに応えるため、引き続き、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の確保に取り組みます。併せて、障害児通所支援事業所連絡会において情報共有を積極的に行い、利用者がサービスを利用しやすい環境の確保を目指します。
	④	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置･コーディネーターの配置
	国	令和８年度末までに、各区市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが基本とされています。
	区	医療的ケア児等支援協議会の設置や医療的ケア児等地域コーディネーターの配置はすでに実施していますが、引き続き、関係機関との連携を深め、医療的ケア児等への支援を行っていきます。
令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の取組状況		①令和６（２０２４）年度に荒川たんぽぽセンターを児童発達支援センター化し、令和８（２０２６）年度は地域支援の取組を開始しました。 ②荒川たんぽぽセンター（児童発達支援センター）は、４つの中核機能を整備するために支援力の向上や事業の充実を図っています。 ③区内で主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援施設・放課後等デイサービスが３事業所となりました。 ④医療的ケア児等支援協議会や支援部会を通して地域の医療的ケア児等の支援を総合的に調整する役割を担う、医療的ケア児等地域コーディネーターの活動報告の共有と今後の障がい児の地域生活の支援体制について連携を図りました。
令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の評価･今後の方向性		①児童発達支援センターとして、療育を必要とする子ども等への支援体制を強化するとともに、質の高い専門的な療育を行う障害児通所支援事業所等の充実を図るための取組を開始しました。また、地域のニーズや社会資源などの情報を収集し、必要な情報を提供していきます。 ②障がいの有無にかかわらず、地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進を図るため、保育所等訪問支援事業の活用や児童発達支援センターによる専門的支援や助言を行える体制の整備を図ります。 ③居宅訪問型児童発達支援を利用している重症心身障がい児等が個々の状態に応じて、通所サービスに移行できる体制の確保が求められています。医療的ケア児等支援協議会や部会を通じ、地域の課題等の把握を行いつつ、今後の支援体制の検討を行っていく必要があります。また、医療的ケア児等地域コーディネーターにおいては、医療的ケア児等やその家族の相談に応じ、必要な情報の提供を行うとともに、相談内容に応じて関係機関等と連携を今後も図る必要があります。 ④児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者が増加傾向にあるため、今後も需要に対応できるよう支援整備の強化を図ります。

第８期障がい福祉計画/第４期障がい児福祉計画 （令和９（２０２７）年度～令和１１（２０２９）年度）		
成果目標	①	児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築【新規】
	国	区市町村において①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能③地域社会への参加や包容（インクルージョン）推進の中核としての機能④地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能）を確保することとされています。
	区	荒川たんぽぽセンター（児童発達支援センター）において、地域の障がい児支援の中核拠点として、４つの中核機能を発揮できるように機能強化を図ります。
	②	障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築推進
	国	区市町村は保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置し、児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することが基本とされています。
	区	荒川たんぽぽセンターが中心となり、地域の保育所等訪問支援を充実させるとともに、保育所や障害児通所支援事業所等へ専門的支援や助言を行い、連携体制の構築を目指します。
	③	重症心身障害児・医療的ケア児等への支援体制の充実
	国	保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場を設置し、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置し、支援体制を確保することとされています。
	区	引き続き、重症心身障がい児や医療的ケア児を支援可能な児童発達支援及び放課後等デイサービスを行う事業所の確保に取り組みます。医療的ケア児等コーディネーターを配置し、支援部会などの協議の場を通じて情報共有を図り、支援体制の連携と強化を目指します。
	④	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置･コーディネーターの配置
	国	区市町村は障がい児の子ども･子育て支援等の利用ニーズを把握し保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等での受入体制の整備し受入れに必要な人的配置や環境整備を進めるものとされています。
	区	障害児通所支援サービスは全体的に増加傾向にあり、今後も保育所等での受入や放課後児童クラブ等のサービス需要に対応できるように障害児通所支援事業所との連携体制をより強化していきます。
今後の取組及び方策		○荒川たんぽぽセンターにおいて、専門的な支援の実施や障害児通所支援事業所への専門的支援・助言、発達障がいの相談の窓口など、障害児通所支援の拠点となるよう取り組んでいきます。 ○荒川たんぽぽセンターによる保育所等訪問支援等の実施を通じて、保育所等と連携体制の構築を図り、インクルージョンの推進に取り組んでいきます。 ○荒川区障害児通所支援事業所連絡会や医療的ケア等支援協議会や部会などを通じて、重症心身障がい児や医療的ケア児等の現状やニーズなどを共有します。保健、医療、障害福祉、保育、教育等と連携を図り、退院や入学などの生活環境の変化が福祉サービスの切れ目とならないよう円滑な支援継続を目指します。 ○相談支援事業所を中心に、本人やその家族のニーズに対する包括的な相談支援を行うとともに、障害児通所支援や就労支援などを行う事業所と支援体制の連携を図ります。 ○荒川たんぽぽセンター、荒川区子ども家庭総合センター、基幹相談支援センター、保健所、教育センターなど児童関係機関のさらなる連携強化を図ります。

（６）　相談支援体制の充実・強化等

第７期障がい福祉計画/第３期障がい児福祉計画 （令和６（２０２４）年度～令和８（２０２６）年度）		
成果目標	①	基幹相談支援センターの設置及び相談支援体制の 充実・強化等に向けた体制の確保
	国	令和８（２０２６）年度末までに、区市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組を図る体制を確保することが基本とされています。
	区	基幹相談支援センターを中核として、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保を目指します。
	②	自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域づくり
	国	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することが基本とされています。
	区	自立支援協議会や部会において、事例検討等を実施し、地域サービス基盤の開発・改善等を図るため、必要な体制の確保を目指します。
令和6（2024）年度～ 令和8（2026）年度の取組状況		○令和2（2020）年度に開設した荒川区障害者基幹相談支援センターは、区内における認知度の上昇とともに、年々相談件数などが増加傾向にあります。 ○障がい者やその家族等からの相談を相談支援専門員等が対応し、総合的及び専門的な相談支援の体制を確保しています。 ○基幹相談支援センターでは困難事例に係る対応窓口として事業所支援を行う役割も担っています。 ○定期的に開催する障がい・医療・教育・雇用・事業所等の地域の関係者で構成される自立支援協議会において、区の事業の進捗状況の確認や地域における課題の共有、今後の相談支援の体制強化などの情報連携を行っています。
令和6（2024）年度～ 令和8（2026）年度の評価・ 今後の方向性		○基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の充実が図られてきています。 ○障がい者の重度化・高齢化が進む中で、障がい者本人やその家族の相談支援を行うには、それを担う人材を育成することが重要となるため、専門的研修の実施、多職種間の連携強化の推進、情報の積極的な周知・広報等に取り組んでいくことが必要となっています。 ○手帳不所持者の状況を把握できるよう、サービス提供事業者とより連絡強化を図ります。

第８期障がい福祉計画/第４期障がい児福祉計画 （令和９（２０２７）年度～令和１１（２０２９）年度）		
成果目標	①	基幹相談支援センターの設置及び相談支援体制の 充実・強化等に向けた体制の確保
	国	各区市町村において、基幹相談支援センターの設置が基本とされています。
	区	基幹相談支援センターを中心として、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保を目指します。
	②	自立支援協議会における個別事例の検討を通じた 地域サービス基盤の開発・改善等
	国	基幹相談支援センターが地域の相談支援制の強化を図る体制を確保するとともに、自立支援協議会の運営に関与し、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することを目標としています。
	区	自立支援協議会や部会において、事例検討等を実施し、地域サービス基盤の開発・改善等を図るため、必要な体制の確保を目指します。
	③	相談支援体制強化【新規】
	国	相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和１１（２０２９）年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとすることを目標としています。
	区	手帳不所持者の障害児通所支援利用者の増加等により、のぞまないセルフプランが生じている状況ではあるが、相談支援事業所の参入促進により状況改善を図っていく。
今後の取組及び方策		○自立支援協議会などで情報を共有し、各事業所の現状や人材育成の課題等を把握し、新たなニーズにも対応できる支援体制を構築できるように連絡体制の強化を図ります。 ○今後も相談支援などの福祉サービス需要は増加傾向にあるため、相談支援事業所と協力した研修実施など、地域の相談支援サービスの質の向上を努めます。またのぞまないセルフプランとならないよう、事業者の人材確保と育成等の支援強化を図ります。 ○自立支援協議会や部会において、相談支援サービスの向上のための困難事例等について事例検討を行います。

（７）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
（８）福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上
【令和９年度～】

第７期障がい福祉計画/第３期障がい児福祉計画 （令和６（２０２４）年度～令和８（２０２６）年度）		
成果目標	国	令和８（２０２６）年度末までに、区市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することが基本とされています。
	区	障害福祉サービス等の多様化や多くの事業者が参入している状況の中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供が重要となることから、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築を図ります。
令和6（2024）年度～ 令和8（2026）年度の取組状況		○国や東京都、その他団体が実施する研修への職員の参加や、区役所内関係課での制度改正に関する情報共有を実施するとともに、障害福祉サービス事業所に対して法改正の周知・共有などを行い、適正な福祉サービス提供の確保に努めています。 ○自立支援協議会を活用し、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、医療・教育・就労などの関係機関との連携を進めています。また、基幹相談支援センターを共同して、地域の相談支援事業所への助言や後方支援、困難事例への対応、情報共有を行い、相談支援の充実とサービスの質の確保に取り組んでいます。 ○障がい者やその家族など高齢化などの生活の変化により、障害福祉サービスのニーズも変化や多様化しています。そのため、サービス提供体制を取り巻く環境も法制度改正など変化しており、関係機関や事業所と共通認識を持ち、情報連携して適正な福祉サービスの実現とサービスの質の向上を図っています。
令和6（2024）年度～ 令和8（2026）年度の評価・今後の方向性		○今後も障害福祉サービス等の給付費の請求審査時における効率化、マニュアル化を進め、事業所による障害福祉サービス等の給付費の請求を適正に行えるようにする必要があります。 ○法改正に伴う情報システムの一元化などの変化に適宜対応し、今後も福祉サービスのニーズの多様化に対応できるよう事務の効率化を図ります。 ○サービスの質の維持・向上を図るためには、事業者だけでなく、区としても継続的な人材育成など行う必要があります。また事業所支援、事業者のサービス提供状況の把握や利用者のニーズ分析を行うことが必要となっています。 あわせて、サービス提供状況の分析や利用者の声を踏まえ、継続的な改善に取り組み、地域全体で質の高い障害福祉サービスを提供できる体制を構築します。

第８期障がい福祉計画/第４期障がい児福祉計画 （令和９（２０２７）年度～令和１１（２０２９）年度）		
成果目標	①	障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築
	国	各区市町村において、サービスの質向上のための体制を構築することが基本とされています。
	区	障害福祉サービス等に係る各種研修への職員の参加や福祉サービス事業者との情報共有などを行い、福祉サービスの質の向上を図ります。
	②	障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの 充実のための生産性向上【新規】
	国	安定的に障害福祉サービスを提供するため、人材の確保・定着を推進し、専門性向上のための研修、多職種連携の推進、処遇改善、ハラスメント対策等、働きやすい環境づくりを進めることで支援者の効率化と生産性の向上を推進することとされています。
	区	都などが開催する相談支援専門員研修など専門性を向上させる研修の周知や障害福祉サービス運営事業者への業務管理体制整備の確認等を行っています。また、区では荒川区障がい者虐待防止・差別解消センターの設置をしており、今後も事業所との連携体制の強化を図ります。
今後の取組 及び方策		○障害福祉サービス等の質を確保するため、今後も国や都等が実施する研修への参加により区職員の専門性の向上を図ります。 ○法制度改正に関する情報共有を行い、区全体の適正な福祉サービスの実施を行っていきます。 ○福祉サービス事業者との意見交換や情報共有を充実させ、サービスの質の向上に向けた連携強化を図ります。 ○関係機関との連携による区内のサービス需要の課題検証を行い、ニーズに対応できるよう体制を充実及び強化を図ります。 ○令和８（２０２６）年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う障害福祉従事者の処遇改善措置が事業所へ適切に還元されるよう今後も周知を行います。 ○区内の相談支援専門員の質を担保するため、基幹相談支援センターと区が連携して相談支援専門員に求める業務の基準を作成し、業務効率化や生産性の向上を図ります。 ○障害サービス又は相談支援の提供及び地域生活支援事業の実施における、サービス従事者の確保及び資質の向上、業務の効率化並びに質の向上その他生産性の向上に資する都との連携体制の強化を図ります。

第２節　活動指標（サービス見込量）

○ 区では、国の基本指針に基づき、以下の3区分について、成果目標の達成に向けた指標となる活動指標を定め、各サービスの見込み量を算定しております。

区分
◆ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス
◆ 児童福祉法に基づく障がい児支援
◆ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業・障害者総合支援事業

○ 第8期障がい福祉計画及び第4期障がい児福祉計画（令和9（2027）年度～令和11（2029）年度）では、前回計画までの実績を踏まえつつ、今後の３年間の各サービス見込み量を算定します。

また、国の基本指針において、新たに定めるべき活動指標についても指標を定めるとともに、見込量達成のための方策を示します。

◆ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス

（１）訪問系

① 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の実績に対する評価と今後の方向性

○ 居宅介護については、コロナ禍の影響を受け、通所施設の利用控えなどにより一時的に利用が増大したが、令和4（2022）年度まで微減傾向となり、その後令和6（2024）年度まで再度利用が増大し、減少と増減を繰り返しています。そのため令和11（2029）年度の見込みについては令和7（2025）年度実績と比較しほぼ横ばいとして見込んでいます。

また、重度訪問介護については、令和3（2021）年度と令和7（2025）年度実績で比較すると、利用者数はほぼ横ばいですが、サービス量（利用時間）は約1．53倍と増加傾向にあります。

同行援護については令和7（2025）年度より利用者数が増加し、それに伴いサービス量も比例して増加しています。

訪問系サービスは全体的には増加傾向にあるため、引き続きサービスの量と質の確保が重要です。

重度障害者等包括支援については、サービスの対象者が限られており、実施事業所も限られていることから、区では類似の移動支援や重度訪問介護での支給で対応しつつ、国などの動向を注視していきます。

② 令和9（2027）年度～令和11（2029）年度における見込量算定方法の考え方と見込み量達成のための方策

○ 全体的な傾向把握として、過年度からの利用実績の傾向などから今後の利用者増減数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。

また、サービス提供事業者について、事業所の確保や既存事業者への事業継続をサポート、自立支援協議会などを通した情報共有、研修等による事業所のサービスの質の向上に向けた取組等を行い、見込量の達成を図ります。

種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
居宅介護	サービス量（時間/月）	見込	6,628	6,576	6,524	7,290	7,443	7,599
		実績	7,356	7,141	7,141	——		
	利用者数（人/月）	見込	372	369	366	405	414	423
		実績	409	389	397	——		
重度訪問介護	サービス量（時間/月）	見込	7,867	8,293	8,741	10,312	10,812	11,312
		実績	9,761	9,812	9,812	——		
	利用者数（人/月）	見込	33	35	37	25	25	25
		実績	27	25	25	——		
同行援護	サービス量（時間/月）	見込	2,358	2,447	2,540	2,749	2,886	3,030
		実績	2,394	2,619	2,619	——		
	利用者数（人/月）	見込	75	78	81	87	94	101
		実績	71	81	81	——		
行動援護	サービス量（時間/月）	見込	143	161	182	141	150	160
		実績	167	98	132	——		
	利用者数（人/月）	見込	5	5	5	4	4	4
		実績	5	4	4	——		

※各年度3月分、令和8（2026）年度の実績は見込値

（2）日中活動系

① 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の実績に対する評価と今後の方向性

○ 実績を3年毎に比較すると、生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A 型）及び（B型）、就労定着支援については、サービス量・利用者数共に増加傾向にあります。

自立訓練（機能訓練）に関してはサービス量がまちまちであり、利用者のサービス利用の仕方に相違が見られます。また自立訓練（生活訓練）利用者は、利用者及びサービス量に横ばい傾向が見られます。

○ 就労継続支援の利用者は年々増加傾向にあり、就労定着支援利用者も増加傾向にあるため、就労を希望する障がい者は今後も増加すると予想されます。

自立訓練については利用者の特性を把握しつつ、その方にあった方法をより精査する必要があります。また就労支援が増加傾向にあることから引き続き、障がい者の日中活動を支える支援が重要となります。

② 令和9（2027）年度～令和11（2029）年度における見込量算定方法の考え方と見込み量達成のための方策

○ 全体的な傾向把握として、過年度からの利用実績の傾向などから、今後の利用者増減数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。就労支援については就労選択支援の導入により、就労継続支援 A 型・B 型及び就労移行支援の新規利用者のアセスメントを確認し、障がい者一人一人の特性や希望にあった働き方をサポートすることで見込み量の達成確保を図ります。

種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
生活介護	サービス量（人日/月）	見込	6,144	6,285	6,430	6,563	6,799	7,044
		実績	5,864	6,115	6,335	—		
	利用者数（人/月）	見込	306	313	320	303	304	305
		実績	307	300	302	—		
自立訓練（機能訓練）	サービス量（人日/月）	見込	77	77	77	42	45	48
		実績	60	20	39	—		
	利用者数（人/月）	見込	4	4	4	4	5	6
		実績	3	5	3	—		
自立訓練（生活訓練）	サービス量（人日/月）	見込	632	670	710	436	441	446
		実績	449	431	431	—		
	利用者数（人/月）	見込	38	40	43	27	28	29
		実績	26	25	26	—		
就労選択支援	利用者数（人/年）	見込	0	5	8	6	8	10
		実績	0	0	2	—		
就労移行支援	サービス量（人日/月）	見込	1,494	1,622	1,761	1,173	1,191	1,208
		実績	1,134	1,218	1,156	—		
	利用者数（人/月）	見込	78	84	92	68	70	73
		実績	68	66	66	—		
就労継続支援（A型）	サービス量（人日/月）	見込	440	453	466	614	652	696
		実績	477	810	575	—		
	利用者数（人/月）	見込	22	23	24	32	34	36
		実績	27	38	30	—		
就労継続支援（B型）	サービス量（人日/月）	見込	7,492	7,860	8,247	8,684	9,561	10,527
		実績	6,685	7,164	7,888	—		
	利用者数（人/月）	見込	433	454	476	482	502	523
		実績	425	444	463	—		
就労定着支援	利用者数（人/月）	見込	39	44	49	43	45	47
		実績	44	41	42	—		
療養介護	利用者数（人/月）	見込	14	13	13	17	17	17
		実績	18	17	17	—		
短期入所（福祉型）	サービス量（人日/月）	見込	717	756	777	799	820	842
		実績	572	621	777	—		
	利用者数（人/月）	見込	68	70	72	88	90	92
		実績	78	86	86	—		
短期入所（医療型）	サービス量（人日/月）	見込	48	52	58	43	45	47
		実績	24	41	41	—		
	利用者数（人/月）	見込	8	9	10	11	12	13
		実績	9	11	10	—		

※各年度3月分、令和8(2026)年度の実績は見込値

（３）居住支援・施設系

①　令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の実績に対する評価と今後の方向性

○　自立生活援助及び施設入所支援は利用者数が減少傾向にあります。施設入所支援利用者数は令和3（2021）年度で115人から令和8年度（2026）（見込み）は103人のため、今後も地域移行が進むと予想されます。

○　共同生活援助について、区では、親なき後支援として、東京都の整備費補助対象経費以外に、区の独自補助を行うなど、積極的にグループホームの誘致を行っており、定員数は年々増加しています。その効果もあり、利用者数は見込数を上回っており、年々増加しています。さらに、令和5（2023）年度から、重度障がい者を対象とするグループホームを開設する法人に対し、区独自の整備費補助の事業を開始し、その後補助内容の拡充をしています。現在、区内には5か所開設されています。

地域生活支援拠点などについては、地域生活支援拠点等コーディネーターが配置され、サービス支援を行っています。

②　令和9（2027）年度～令和11（2029）年度における見込量算定方法の考え方と見込み量達成のための方策

○　施設入所における居室の個室化など、利用者希望を確認し、施設入所せざるを得ない方への生活環境の向上について、国や都の動向を注視しながら推進していきます。

○　施設入所者及び長期入院している精神障がい者の地域生活への移行等を勘案し、見込量を設定します。

○　地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けて、拠点間の連携体制の強化の中心的な役割を担うコーディネーターの増員を検討していきます。

○　今後も障害者グループホーム施設整備補助事業の周知を行い、重度障がい者の受入れが可能なグループホームも含め設置を促進するなど、見込量の達成を図ります。

種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立生活援助	利用者数（人/月）	見込	6	7	8	4	4	4
		実績	4	3	2	——		
共同生活援助	利用者数（人/月）	見込	230	241	253	340	363	388
		実績	292	298	318	——		
施設入所支援	利用者数（人/月）	見込	114	112	110	100	97	94
		実績	110	106	103	——		
地域生活支援拠点等（面的整備） ※各年度末時点	構成施設数（箇所）	見込	7	7	7	7	7	7
		実績	7	7	7	——		
	コーディネーター配置人数（人）	見込	検討	検討	1	1	1	1
		実績	1	1	1	——		
	支援実績等を踏まえた検証・検討の実施回数（回）	見込	5	5	5	5	5	5
		実績	3	4	5	——		

※各年度3月分、令和8（2026）年度の実績は見込値

（４）相談支援

①　令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の実績に対する評価と今後の方向性

○　計画相談支援について、指定特定相談支援事業所は、令和8（2026）年4月１日現在、区内全10か所となっています。実績値が見込値より上回っており、今後も利用者数が増加傾向にあるため、新規事業所の確保や事業所維持の支援及びサービスの質の向上が重要となります。

○　地域移行支援については、利用者数の実績が概ね横ばいとなっており、障がい者の地域移行のニーズの把握に尽力するとともに、事業者と連携してグループホームなどの新生活の場に計画的に移行できるよう相談体制の支援を推進しています。

地域定着支援については、区内に2か所の指定一般相談支援事業所が開設されてから、利用者数が増加傾向にあります。今後も増加が見込まれるため、そのニーズに対応した支援体制の確保が重要です。

また、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、支援に係るニーズの把握に努める必要があるため、新たに指標設定として「福祉施設の入居者の地域生活への移行」を設定しました。

②　令和9（2027）年度～令和11（2029）年度における見込量算定方法の考え方と見込み量達成のための方策

○　全体的な傾向把握として、過年度からの利用実績の傾向などから今後の利用者増減数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。相談支援事業所の新規開設については、事業者に対して誘致を行っていきます。

また相談支援を担う人材の確保・育成、相談体制の強化等については、法令改正情報等の共有、自立支援協議会などを通じた困難事例への対応等の関係機関との情報共有を行い、相談支援の充実とサービスの質の確保、適正なサービスの履行により、見込量の達成を図ります。

種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
計画相談支援	利用者数（人/月）	見込	377	408	441	530	562	596
		実績	435	463	500	——		
地域移行支援	利用者数（人/月）	見込	3	3	3	3	3	3
		実績	4	3	3	——		
地域定着支援	利用者数（人/月）	見込	53	63	76	72	83	95
		実績	50	58	63	——		
福祉施設の入所者の地域生活への移行【新規】	地域生活への移行に向けた支援回数	見込	ー	ー	2	2	2	2
		実績	ー	ー	2	——		

※各年度3月分、令和8（2026）年度の実績は見込値

◆ 児童福祉法に基づく障がい児支援

（１）障害児通所支援

① 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の実績に対する評価と今後の方向性

○ 令和8（2026）年4月1日現在、児童発達支援を行っている事業者は区内全21か所、放課後等デイサービスを行っている事業者は区内全25か所となっています。また、重症心身障がい児を対象とした放課後等デイサービスの事業所は3か所となっています。事業所の増加に伴い、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用者数の実績値が共に見込値を上回っており、増加傾向にあります。

保育所等訪問支援については、年々利用者が増加しています。実際に障がい児が通う保育園や学校などの保育・学習環境を確認し、障がい児が生活しやすい環境設定とするようアドバイスを行っています。

居宅訪問型児童発達支援については、見込値を下回ったものの、利用者数は横ばいとなっており、需要はあるため今後も定期的に区内事業所との連絡会を開催し、情報共有の場の提供及び区と事業所間の連携強化に努めます。

○ 区では、令和6（2024）年10月に荒川区立心身障害者福祉センター（荒川たんぽぽセンター）に児童発達支援センターとしての機能を追加し、障がい児支援を進めています。

② 令和9（2027）年度～令和11（2029）年度における見込量算定方法の考え方と見込み量達成のための方策

○ 全体的な傾向把握として、過年度からの利用実績の傾向などから、今後の障がい児数の増減数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。

荒川たんぽぽセンターでは、今後も地域の障害児通所支援事業所に援助・助言等を行うことで、事業所の事業理解など確認を行いながら、障がい児支援の中核拠点としてサービスの質の向上を推進することにより、見込量の達成を図ります。

種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童発達支援	サービス量（人日/月）	見込	1,816	1,941	2,074	3,232	3,432	3,632
		実績	2,205	2,574	3,032	―		
	利用者数（人/月）	見込	270	278	286	420	440	460
		実績	326	357	400	―		
放課後等デイサービス	サービス量（人日/月）	見込	3,797	4,146	4,527	4,842	5,042	5,242
		実績	3,677	4,222	4,642	―		
	利用者数（人/月）	見込	355	391	432	477	497	517
		実績	361	408	457	―		
保育所等訪問支援	サービス量（人日/月）	見込	18	22	26	159	189	219
		実績	62	99	129	―		
	利用者数（人/月）	見込	9	11	13	98	118	138
		実績	37	58	78	―		
居宅訪問型児童発達支援	サービス量（人日/月）	見込	43	49	54	24	25	26
		実績	21	23	23	―		
	利用者数（人/月）	見込	8	9	10	4	4	4
		実績	6	4	4	―		

※各年度3月分、令和8（2026）年度の実績は見込値

（２）障害児相談支援

①　令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の実績に対する評価と今後の方向性

○　障害児相談支援事業所は区内に9か所（荒川区福祉部障害者福祉課を含む。）あり、利用実績は令和6（2024）年度の163人をピークに減少傾向となっていますが、児童発達支援及び放課後デイサービス利用者は増加傾向にあるため、引き続き、相談支援専門員の確保等、相談体制の強化に向けた取組が必要です。

②　令和9（2027）年度～令和11（2029）年度における見込量算定方法の考え方と見込み量達成のための方策

○　全体的な傾向把握として、過年度からの利用実績の傾向などから今後の利用者増減数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。相談支援事業者の参入促進や、相談支援を担う人材の確保・育成・維持により、見込量の達成を図ります。

種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害児相談支援	利用者数（人／月）	見込	165	192	224	158	161	164
		実績	163	155	155	——		

※各年度3月分、令和8（2026）年度の実績は見込値

（３）障害児入所支援

①　令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の実績に対する評価と今後の方向性

○　令和2（2020）年7月に区で児童相談所（荒川区子ども家庭総合センター）を設置したことに伴い、区において障害児入所給付費の支給申請が可能となり、障害児入所支援事業の指定も行うことができるようになりました。障害児入所支援は、福祉型・医療型共に利用者数実績が概ね横ばいの傾向となっています。

②　令和9（2027）年度～令和11（2029）年度における見込量算定方法の考え方と見込み量達成のための方策

○　全体的な傾向把握として、過年度からの利用実績の傾向などから今後の利用者増減数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。区が所管する障害児入所施設はないため、他自治体にある障害児入所施設の利用支援を行い、見込量の達成を図ります。

種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害児入所支援（福祉型）	利用者数（人／年）	見込	5	5	5	3	3	3
		実績	3	2	2	——		
障害児入所支援（医療型）	利用者数（人／年）	見込	4	4	4	3	3	3
		実績	1	3	3	——		

※各年度3月分、令和8（2026）年度の実績は見込値

（４）医療的ケア児等支援

① 令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の実績に対する評価と今後の方向性

○ 区では、医療的ケア児等が地域で必要な支援が受けられるように、保健所、医療機関、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所、保育園、教育センター等の関係者が情報共有及び連携を図る医療的ケア児等支援協議会において、医療的ケア児等についての協議を重ねてきました。

また、荒川区障害者基幹相談支援センターに配置している医療的ケア児等地域コーディネーターが、医療的ケア児等やその家族の相談窓口や関係機関との連携体制の構築に向け継続的な取り組みを進めています。

② 令和9(2027)年度～令和11(2029)年度における見込量算定方法の考え方と見込み量達成のための方策

○ 医療的ケア児等地域コーディネーターを地域ごとに配置することを目指すことで、医療的ケア児やその家族からの相談に応じる体制を確保するとともに、病院や保育、学校、障害福祉施設など多数の機関との連携体制の強化を図ります。また、医療的ケア児のニーズや個別の特性を把握するため医療的ケア児等コーディネーターの増員を推進します。

種類			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
医療的ケア児等地域コーディネーター	配置人数（人/年）	見込	1	1	1	2	2	2
		実績	2	2	2	——		

※各年度3月分、令和8(2026)年度の実績は見込値

◆ 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業・障害者総合支援事業

（１）地域生活支援事業

① 令和6(2024)年度～令和8(2026)年度の実績に対する評価と今後の方向性

○ 相談支援においては、相談件数の実績値が見込値を下回っている年度がありますが、件数は増加傾向にあります。

荒川区障害者基幹相談支援センターの専門的な指導・助言件数については、実績件数が増加傾向にあります。

自立支援協議会については自立支援協議会の専門部会として、「相談支援部会」「地域移行部会」「しごと部会」「医療的ケア児等支援部会」の4つがあり、それぞれの課題やテーマに応じて活動をしています。自立支援協議会の各支援部会との連携を図ることで、関係機関に対する情報連携の強化に努めます。

○ 親なき後支援については成年後見制度利用支援の周知を強化します。また、個人別ライフプランの件数については令和7(2025)年度より特別支援学校等に訪問や説明会の件数を除いた実績件数となっています。

○ コミュニケーション支援については実績値が見込値を下回っていますが、件数はほぼ横ばいの状況にあります。

○ 手話講習会については修了者数実績に変動はあるものの、全体的には増加傾向にあります。

○ 日常生活支援については、各サービス種目の実績値と見込値の乖離は一部を除き小さく、実績値は概ね横ばいの傾向となっています。今後も機器等の進化やケースワーク等により把握する利用者ニーズに合わせ、必要に応じたサービス種目や基準額について検討する必要があります。
○ 移動支援については、利用時間及び利用者数共に増加傾向にあります。今後も増加傾向が見込まれること、特別支援学校や通所介護施設等への通学通所時間帯は支援の利用が重なり、ヘルパーの確保が難しい状況もあることなどから、引き続きサービス提供の体制確保が必要です。
○ 就業・就労支援について、じょぶ・あらかわの各項目は見込値を下回る年度もあるものの、実績値は年々増加傾向にあります。
○ 地域活動支援センターについては、荒川区立心身障害者福祉センター（荒川たんぽぽセンター）や荒川区立精神障害者地域生活支援センター（支援センターアゼリア）の実績値は概ね横ばいとなっています。スクラムあらかわの実績値については、増加傾向となっています。
○ 社会参加支援については、アクロスあらかわとさくら教室の実績値については、令和6（2024）年度以降概ね横ばいとなっています。今後も利用者数の維持及び促進に向けて連携を図っていきます。
○ 発達障がい者（児）等支援については実績値が概ね横ばいとなっています。
○ 虐待防止対策支援については虐待通報受理件数が減少傾向にありますが、虐待防止を進めるべく、各関係機関と協力を図っていきます。
○ 医療ケア児等総合支援については、実績値が年々増加傾向にあります。病院や保育、学校、障害福祉施設など多数の機関との連携強化を図ります。また、医療的ケア児のニーズや個別の特性を把握するため医療的ケア児等地域コーディネーターの増員を推進します。
○ 精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する支援については各項目の利用者実績値は概ね横ばい傾向となっています。今後も住み慣れた地域で生活できるよう、支援や援助を行っていきます。また「精神障がい者における短期入所」を新たな指標設定として設定しました。

② 令和9（2027）年度～令和11（2029）年度における見込量算定方法の考え方と見込み量達成のための方策

○ 全体的な傾向把握として、過年度からの利用実績の傾向などから今後の利用者増減数の見込み等を踏まえ、サービス見込量を設定します。サービス提供事業者に対し、サービスの質の向上に向けた研修などの情報共有や相談支援体制の連携強化と障害福祉に関連する法改正の周知など行い、適正なサービス提供の支援をすることで、見込量の達成を図ります。

また、改正障害者総合支援法及び障害児福祉法が令和6（2024）年4月に施行され、国の基本的な指針や関連法律も目まぐるしく改正等されています。今後も国や東京都の動向と区内障害福祉関連のニーズを注視し、適正なサービス提供の支援と情報連携強化を図ります。

理解促進研修・啓発			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
自立支援セミナー	開催回数(回/年)	見込	5	5	5	5	5	5
		実績	5	4	5		—	
	延べ参加者数(人/年)	見込	100	100	100	80	80	80
		実績	60	79	80		—	

相談支援				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者相談支援		実施箇所数(箇所) ※各年度末時点	見込	5	5	5	5	5	5
			実績	5	5	5		—	
相談実績		相談件数(件/年)	見込	71,392	71,484	71,579	68,541	68,690	68,851
			実績	65,791	64,118	68,424		—	
住宅入居等支援		協議会の設置	見込	検討	検討	検討		—	
			実績	設置	設置	設置		—	
基幹相談支援センター	基幹相談支援センターの設置		見込	実施	実施	実施		—	
			実績	実施	実施	実施		—	
	相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言件数(件/年)		見込	1,811	1,935	2,060	2,261	2,361	2,461
			実績	1,899	2,161	2,161		—	
	相談支援事業者等の人材育成に係る支援件数(件/年)		見込	95	101	107	59	62	65
			実績	70	66	56		—	
	関係相談機関等との連携強化の取組(回/年)		見込	219	230	243	177	180	183
			実績	220	183	174		—	
	個別事例の支援内容の検証の実施回数(回/年)		見込	20	20	20	10	10	10
			実績	5	4	6		—	
	主任相談支援専門員の配置数(人) ※各年度末時点		見込	3	3	3	3	3	3
			実績	3	3	3		—	
自立支援協議会	協議会の専門部会の設置箇所(箇所/年)		見込	4	4	4	4	4	4
			実績	4	4	4		—	
	協議会の専門部会の実施回数(回/年)		見込	26	26	26	47	47	47
			実績	47	40	47		—	
	相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数(回/年)		見込	検討	検討	実施	3	3	3
			実績	3	3	3		—	
	相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者(機関)数(事業所/年)		見込	検討	検討	2	48	51	54
			実績	33	45	45		—	

親なき後支援			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
成年後見制度利用支援	区長申し立て件数(件/年)	見込	2	2	3	3	3	3
		実績	0	1	3		—	
個人別ライフプラン	相談件数(件/年)	見込	77	85	93	15	15	15
		実績	59	9	15		—	

※各年度3月分、令和8(2026)年度の実績は見込値

コミュニケーション支援				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	手話通訳者派遣事業	実利用者数(人/年)	見込	47	49	51	53	55	57
			実績	39	33	45		—	
		派遣回数(回/年)	見込	742	774	806	738	772	806
			実績	723	636	704		—	
	要約筆記者派遣事業	派遣回数(回/年)	見込	132	147	164	126	140	156
			実績	161	103	113		—	
	対面音訳者派遣事業	登録者数(人) ※各年度末時点	見込	39	39	39	35	35	35
			実績	29	30	30		—	
		派遣回数(回/年)	見込	60	60	60	40	40	40
			実績	32	29	30		—	

手話講習会(手話奉仕員養成研修)				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	初級・中級コース	受講修了者数(人/年)	見込	74	74	74	86	86	86
			実績	76	48	66		—	
	上級・通訳養成コース	修了者数(人/年)	見込	8	8	8	17	18	19
			実績	7	16	16		—	
	手話通訳者	新規登録者数(人/年)	見込	1	1	1	1	1	1
			実績	2	1	1		—	

日常生活支援				令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	日常生活用具給付 介護・訓練支援用具	給付件数(件/年)	見込	13	14	14	17	18	19
			実績	9	16	16		—	
	日常生活用具給付 自立生活支援用具	給付件数(件/年)	見込	26	28	30	36	39	42
			実績	35	40	34		—	
	日常生活用具給付 在宅療育等支援用具	給付件数(件/年)	見込	23	23	24	27	30	34
			実績	18	30	24		—	
	日常生活用具給付 情報・意思疎通支援用具	給付件数(件/年)	見込	141	150	160	125	129	133
			実績	132	121	121		—	
	日常生活用具給付 排泄管理支援用具	給付件数(件/年)	見込	3,126	3,141	3,157	3,068	3,096	3,124
			実績	3,013	3,041	3,041		—	
	日常生活用具給付 居宅生活動作補助用具	給付件数(件/年)	見込	4	6	9	1	2	3
			実績	1	1	1		—	
	訪問入浴サービス	登録者数(人) ※各年度末時点	見込	16	16	16	17	18	19
			実績	15	16	16		—	
	住宅設備改善給付	給付件数(件/年)	見込	5	5	5	3	3	3
			実績	2	2	2		—	
	自動車運転免許取得助成	助成者数(人/年)	見込	2	2	2	2	2	2
			実績	2	1	2		—	
	自動車改造助成	助成者数(人/年)	見込	2	2	2	1	1	1
			実績	1	0	0		—	
	日中一時支援	実利用者数(人/年)	見込	68	76	84	31	32	33
			実績	42	30	30		—	
	福祉タクシー券	交付件数(件/年)	見込	2,674	2,712	2,750	2,327	2,332	2,337
			実績	2,457	2,389	2,322		—	
	リフト付き自動車利用助成	実利用者数(人/年)	見込	21	24	27	35	37	39
			実績	32	32	33		—	
	自動車燃料費助成	助成者数(人/年)	見込	260	261	262	263	275	287
			実績	241	233	251		—	

※各年度3月分、令和8(2026)年度の実績は見込値

移動支援			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
移動支援 ※各年度末時点	利用時間(時間/月)	見込	7,981	8,275	8,580	7,646	7,791	7,939
		実績	7,305	7,365	7,504	—		
	利用者数(人/月)	見込	415	439	464	453	471	490
		実績	419	436	436	—		

就業・就労支援			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者就労支援ｾﾝﾀｰ「じょぶ・あらかわ」	登録者数(人) ※各年度末時点	見込	806	869	938	968	998	1,028
		実績	839	899	938	—		
	新規就職者数(人/年)	見込	40	49	61	25	27	29
		実績	39	23	23	—		
	就労継続者数(人/年)	見込	395	411	428	363	368	373
		実績	336	358	358	—		

地域活動支援センター			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
心身障害者福祉ｾﾝﾀｰ「荒川たんぽぽｾﾝﾀｰ」 ※各年度末時点	機能訓練登録者数(人)	見込	25	25	25	14	16	18
		実績	11	14	12	—		
	グループワーク登録者数(人)	見込	3	3	3	2	3	4
		実績	2	1	1	—		
	生活訓練登録者数(人)	見込	16	16	16	6	7	8
		実績	11	6	5	—		
	在籍者数(人)	見込	25	26	27	31	32	33
		実績	26	28	29	—		
地域活動支援ｾﾝﾀｰ「支援センターアゼリア」	平均来館者数(人/日)	見込	16	16	16	15	16	17
		実績	14	14	14	—		
地域生活支援施設「スクラムあらかわ」	利用者数(人/年)	見込	132	144	156	161	166	171
		実績	132	127	156	—		

社会参加支援			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者福祉会館「アクロスあらかわ」	延べ利用者数(人/年)	見込	65,000	66,000	67,000	39,200	40,200	41,200
		実績	39,951	39,719	39,200	—		
心身障がい者青年教室「さくら教室」	延べ受講者数(人/年)	見込	1,286	1,286	1,286	1,119	1,124	1,129
		実績	1,056	1,080	1,114	—		

発達障がい者(児)等支援			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ペアレントトレーニング	開催回数(回/年)	見込	7	7	7	4	4	4
		実績	7	4	4	—		
	実参加者数(人/年)	見込	5	5	5	3	3	3
		実績	2	3	3	—		
	支援者数(人/年)	見込	3	3	3	3	3	3
		実績	3	3	3	—		
ピアサポート活動の推進	延べ参加者数(人/年)	見込	12	12	12	14	15	16
		実績	11	13	13	—		

虐待防止対策支援			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
虐待通報	受理件数(件/年)	見込	2	0	0	30	30	30
		実績	28	35	27	—		

医療的ケア児等総合支援			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
医療的ケア児等地域コーディネーター	相談件数(人/年)	見込	707	756	804	823	843	863
		実績	413	702	790	—		
医療的ケア児等家事家庭サポート	実利用者数(人/年)	見込	23	26	30	19	21	23
		実績	11	14	17	—		
	実施回数(回/年)	見込	340	385	444	299	309	319
		実績	296	289	289	—		

※各年度3月分、令和8(2026)年度の実績は見込値

精神障がいにも対応した地域包括ｹｱｼｽﾃﾑの構築に関する支援			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
精神障がい者における自立訓練（生活訓練）	利用者数（人/月）※月平均	見込	32	34	36	22	23	24
		実績	21	21	21			
精神障がい者における自立生活援助	利用者数（人/月）※月平均	見込	4	5	6	3	4	5
		実績	3	2	2			
精神障がい者における共同生活援助	利用者数（人/月）※各年度3月分	見込	82	90	98	119	127	135
		実績	105	116	111			
精神障がい者における地域移行支援	利用者数（人/月）※月平均	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	1	3	1			
精神障がい者における地域定着支援	利用者数（人/月）※月平均	見込	40	48	57	48	56	64
		実績	33	34	42			
精神障がい者における短期入所【新規】	利用者数（人/月）※月平均	見込	ー	ー	6	7	8	9
		実績	ー	ー	6			
保健、医療、福祉関係者による協議の場	開催回数（回/年）	見込	16	16	16	10	10	10
		実績	8	4	16			
	実参加者数（人/年）	見込	80	90	100	102	104	106
		実績	43	114	100			
	目標設定・評価の実施回数（回/年）	見込	1	1	1	1	1	1
		実績	1	0	1			
心のサポーター【新規】	研修実施回数（回/年）	見込	ー	ー	1	2	2	2
		実績	ー	ー	1			

※各年度3月分、令和8（2026）年度の実績は見込値

（２）障害者総合支援事業

① 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の実績に対する評価と今後の方向性

○ 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築については各項目とも概ね見込値どおりに実績値が推移しています。福祉サービスの多様化、サービス事業所の増加に伴い、区及び事業所等が共同してサービス利用者に対して適正に必要なサービスを提供することが求められています。

② 令和9（2027）年度～令和11（2029）年度における見込量算定方法の考え方と見込み量達成のための方策

○ これまでの実績や地域の実情等を踏まえ、見込量を設定します。引き続き、国や都その他関連機関が開催する研修の受講や、事業者からの請求過誤をなくすための請求審査結果の活用・分析及び情報共有、事業所の適正な運営等を図るための実地指導などについて、取り組みます。

障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害福祉サービス等に係る研修への区職員の実参加者数（人/年）	見込	42	44	47	52	54	58
	実績	42	44	47			
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の分析・活用を事業所や関係自治体等と共有する回数（回/年）	見込	2	2	2	3	3	3
	実績	2	1	3			
障害児通所支援事業者等に対する実地指導の実施件数（件/年）	見込	24	25	27	27	28	28
	実績	19	26	25			
実地指導等の実施結果を関係自治体と共有する回数（回/年）	見込	2	2	2	2	2	2
	実績	2	2	2			

※各年度3月分、令和8（2026）年度の実績は見込値